

1 計画策定の趣旨

- 平成 15 年 5 月に「府中市福祉計画（安心していきいきと暮らせるまちづくり）」を策定。
- 平成 17 年 6 月に改正介護保険法が成立し、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、地域支援事業や地域密着型サービスなど新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上、負担の在り方・制度運営の見直しなど、介護保険制度が大幅に改正された。
- 平成 18 年 3 月、改正介護保険法を受け、見直した「府中市高齢者保健福祉計画・第 3 期介護保険事業計画」策定。
- 平成 20 年 4 月から、後期高齢者医療制度が開始。
- 平成 23 年度（2012 年）、介護保険と医療保険の機能分担の明確化等の観点から、介護療養型医療施設を廃止。それに変わる施設として、老健、グループホーム、機能強化型の施設など居住型施設を再編。
- 「団塊の世代」が 65 歳以上となる平成 27 年（2015 年）には、日本の 65 歳以上人口は 26.0%に達すると見込まれている。
- 平成 26 年、府中市の人口は 26 万 1280 人、高齢者人口は 51,123 人と推計され、高齢化率は 19.6%と見込まれている。
- 国が示した 2015 年の高齢者介護の課題は、
 - ①介護予防・リハビリテーションの充実
 - ②生活の継続性を維持するための新しい介護サービス体系
 - ③新しいケアモデルの確立（認知症高齢者ケア）
 - ④サービスの質の向上と確保

2 計画の位置づけ

- 本計画は、第 5 期基本構想・後期計画を受けて、福祉の総合計画として策定される「府中市福祉計画」（平成 21 年 3 月策定予定）のうち、高齢者保健福祉分野の計画である。
- 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条に規定された「老人福祉計画」である。
 - ※なお、老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律に題名改正されたことにより、老人保健計画の規定は削除されている。本計画では、介護予防事業等の見込量の検討にあたっては、健康増進計画等の関連する計画との調和を図り、計画に盛り込むこととする。
- 介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」である。
 - 第 4 期計画は、平成 20 年 2 月 27 日の全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議で示された「第 4 期介護保険事業（支援）計画等について」に示された考え方、スケジュールに沿って検討する計画である。（なお、本年 6 月頃、国から「基本指針」が示される予定である）

3 計画の期間

計画期間は平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間とする。

4 計画策定の体制

○平成 19 年度に実施した「府中市福祉計画調査」（高齢者福祉分野）の結果に基づき、市民等の意識、実態、ニーズを勘案して策定するものである。

○計画の策定にあたっては、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会及び小委員会において検討を進めていく。

○計画素案に対する市民意見を幅広く聴取するため、平成 20 年 8 月〇〇日～〇〇日にかけてパブリックコメントを実施する。

○策定にあたっては、平成 21 年 1 月〇〇日～〇〇日にかけて、計画案の内容を説明する市民説明会を実施する。